

第52事業年度 事業及び会務の報告

2017年7月19日開催の第51回定期総会において承認された第52事業年度事業計画では、「情報開示や情報の信頼性担保を通じた組織運営の透明性の確保の一翼を担う公認会計士の職業専門家団体として、公認会計士の資質の維持・向上と業務に関する自主規制、さらに社会的な制度のあり方に対する提言を通じて、経済社会の発展に寄与していきます。また、当協会は、透明性ある事業運営を進め、これを積極的に発信することにより、社会に対する自らの説明責任の向上に向けた取組を進めます。加えて、持続可能で国際的かつ多様性のある社会の実現へ向けた取組に対して、職業専門家団体としての社会的責任を果たしていきます。」を基本方針とした。

この基本方針に基づき、1. 監査の品質及び透明性向上の要請、2. 非営利分野、コーポレート・ガバナンス領域などを含む多様な分野での公認会計士が有する財務・会計・監査の知見の活用への期待に応えていくための会員の支援、3. 人材の育成による公認会計士の魅力向上、4. これらを実現するための組織・財政基盤の強化、5. 協会の意見等の発信の観点から、次の6項目を重点施策に掲げ事業活動を展開した。

1. 監査の品質及び透明性向上、監査環境の改善、自主規制機能の強化に係る施策
- 2 - 1. 社会福祉法人、医療法人等に対する法定監査の導入に係る会員支援及びその監査品質の維持・向上に係る施策
- 2 - 2. 税務、中小企業支援などの業務に従事する会員や組織内会計士、社外役員等としての知見を発揮する会員の支援及び資質の維持・向上に係る施策
3. 女性公認会計士や国際的に活躍する公認会計士をはじめとする多様な人材の育成による公認会計士の魅力向上とその発信に係る施策
4. 公認会計士の活動領域の拡大に対応した会員支援を全国的に実施していくための協会組織の充実及び財政的基盤の確立に係る施策
5. 当協会の意見や組織・活動への理解を国内外に浸透させるための情報の発信力向上に係る施策

それぞれの重点施策毎の活動状況は、以下のとおりである。

< 重点施策 >

1. 監査の品質及び透明性向上、監査環境の改善、自主規制機能の強化に係る施策

(1) 監査の品質及び透明性向上及び監査環境の改善

監査法人のガバナンス・コード

2017年3月31日に「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)が公表され、本会も会長声明を発出した。

これを受け、本会では、監査法人が取り組んでいる実効的な組織運営について一般社会の理解に資するために、ウェブサイト「監査法人における実効的な組織運営に関する取組の一覧」のページを設け、コードを適用していない監査法人を含め、掲載を希望する監査法人の取組を紹介している。

また、コードでは監査法人に対して、会計監査の品質の向上に向けた取組などについて、投資家等との積極的な意見交換に努めることを求めている。このため、投資家の監査に対する期待を把握し、監査に対する理解の促進を図ることを目的として、個々の監査法人が実施する投資家との対話に加え、本会が投資家との対話の機会を設けることとし、日本証券アナリスト協会及び日本投資顧問業協会関係者を招き、2018年3月13日に第1回投資家フォーラムを開催した。

監査事務所の情報開示の充実

監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」は、監査人に対して、監査事務所の品質管理のシステムの外部レビュー又は検査結果を含む、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に伝達することを求めている。これに加えて、監査事務所が、自らの品質管理のシステムの整備・運用状況の概要について、自主的かつ積極的に情報開示を充実・強化することは、監査の品質及び透明性の向上に資すると考えられることから、品質管理レビュー結果の概要を被監査会社等の監査役等以外の第三者に対して開示することを可能とする品質管理委員会規則の一部変更案を本定期総会に上程している(第8号議案)。

また、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」が2016年3月8

日付けで公表した提言「会計監査の信頼性確保のために」(以下「在り方懇談会提言」という。)を受け、監査プロセスを透明化する取組として、利害関係者により取りまとめられた「監査報告書の透明化」について」が2017年6月に金融庁から公表され、企業会計審議会監査部会において、国内における対応が検討された(2018年5月8日に改訂監査基準の公開草案が公表されている。)。本会は、同部会における審議に参加し、「監査上の主要な検討事項(KAM)」の導入に当たっての実務上の課題を抽出するため関係方面の協力を得てKAMの試行を行うとともに、監査基準委員会において、国内外の関係者との公開討論などの周知活動、関連する国際監査基準(ISA)の検討及び海外における導入状況に関する調査・研究を行っている。

さらに、在り方懇談会提言において、監査人の交代理由の開示充実が求められていることから、監査人交代の理由等に関するアンケートを実施し、その結果を2017年6月30日付けで公表した。同時に、監査人交代理由の開示拡充のための本会としての施策を会員に周知するため、「監査人の交代理由等の開示の充実に係る日本公認会計士協会の取組について」を2017年6月30日付けで公表した。

このほか、在り方懇談会提言や監査法人のガバナンス・コードを踏まえ、監査事務所の運営の透明性の向上、特に監査品質の向上に向けた取組の開示に関連して、監査品質の指標(AQI)等の監査事務所の情報開示の充実に向けた検討を行っている。

監査環境の改善

本会は、これまでも会員に対して、十分な監査期間の確保を要請してきたが、改めて期末監査期間の確保を要請するため、2017年12月8日付けで会長声明「十分な期末監査期間の確保について」を公表した。また、期末日後の過密な監査のスケジュールが監査の品質へ及ぼす影響に関する調査・分析を目的として、会員に対しアンケートを実施し、その結果を「期末監査期間等に関する実態調査報告書」として2018年3月15日付けで公表した。同報告書は、監査を受ける3月決算上場会社の多くが、4月中に決算数値を固めるスケジュールを組んでおり、依然として決算発表日までに主たる監査手続を終了させる実務が慣

習として広く行われていること等を示しており、これを踏まえ、本会として採るべき施策を今後検討していくこととした。

また、昨今のIT技術の進歩により、公認会計士の仕事がAIに代替されるといった報道も多く見受けられるが、本会では、公認会計士業務は専門的な知識に基づく判断が求められ、AIが代替できるものではなく、業務においてAIは1つのツールとして有効的に業務に活用することで、品質や生産性の向上や働き方改革の一環として労働環境の改善にもつながるものと考えている。そのため、AIの発達による公認会計士業務への影響や、本会・監査業界におけるAIに関する取組を紹介・説明するため、ショートビデオやパンフレットを作成し、ウェブサイトにおいて一般公開するとともに、公認会計士制度説明会などの場を利用して周知に努めた。

このほか、「日本再興戦略2016」及び「未来投資戦略2017」に施策として掲げられた「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示」に対応して、会社法と金融商品取引法に基づく開示書類の記載内容の共通化、開示のタイミングによる影響の考察及び監査上の論点・留意点について検討を行い、2017年8月22日付けで「開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告『事業報告等と有価証券報告書の一体的開示についての検討』」としてとりまとめ公表した。

また、本件に関連して、内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省、財務会計基準機構等の関係省庁・団体からの公表物に対応した周知活動等を行ったほか、四半期開示も含め検討が行われている金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ等において意見発信を行った。

監査人の独立性確保等

2016年7月に国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理規程において「違法行為への対応」に関する規定が新設されたことを受け、本会は「倫理規則」の見直しを行い、会計事務所等所属の会員が違法行為又はその疑いに気づいた場合には「違法行為への対応に関する指針」に従い対応する旨等を定めるため、本定期総会に倫理規則の一部変更案を上程（第7号議案）している。また、IESBA倫理規程がパートナ

ー・ローテーションに係る規定等の見直しを行ったことを受けて、「独立性に関する指針」の改正についても検討を行った。

また、在り方懇談会提言においては、監査法人の独立性の確保に係る検討を求めており、本会は、監査人のローテーション制度に関して、現行のパートナー・ローテーションのメリット・デメリット、監査現場における認識などを把握するため、上場会社監査事務所部会に所属する監査法人の社員約2,900名を対象としたアンケートを実施し、本会としての意見の取りまとめに当たっている(2018年4月6日付けで「社員ローテーションに関するアンケート調査結果(中間報告)」を公表)。なお、金融庁は2017年7月20日付けで「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)」を公表している。

(2) 自主規制機能の強化

公認会計士の業務に対する信頼性の維持・向上が求められている中、会員としての基本的な義務(継続的専門研修(CPE)の受講義務、変更登録義務、会費納付義務)の不履行に対する是正措置の実効性向上、及び会員の義務の履行状況に関する一般社会への情報提供充実の観点から、義務の履行を促す「指示」、会員へ周知する「公示」、一般へ周知する「公表」の措置を組み合わせた制度を整備するため、2017年7月19日開催の定期総会において会則及び関連する規則の変更を行い、同年11月1日から施行した。加えて、CPE制度においては2017年度の履修結果から、履修義務の履行の状況(履行又は不履行の別)をウェブサイトに表示して一般に開示することとした。

また、監査の品質及び透明性の向上の一環として、社会からの要請を踏まえつつ、本会の自主規制機能全般の充実のための施策を検討・実行した。具体的には、現行の監査業務審査・規律調査、綱紀審査制度の実効性や各機関の運用状況、連携内容等について、検討を行っている。

本会では、自主規制の中核である品質管理レビュー制度の在り方について検討を行うため、研究者・法律家などの有識者を主なメンバーとして2015年12月に「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」を設置した。同研究会は、品質管理レビューに関する情報提供の充実

や現行制度の課題等を取りまとめ、「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書」として2018年2月16日付けで公表した。同報告書を受け、記載されている提言について具体的に検討し、現在の制度や枠組みにとどまらない見直し等を検討している。

2 - 1 . 社会福祉法人、医療法人等に対する法定監査の導入に係る会員支援及びその監査品質の維持・向上に係る施策

2017年4月1日以降に開始する会計年度から、一定規模以上の社会福祉法人への公認会計士監査が導入され、医療法人についても2017年4月2日以降に開始する会計年度から、一定規模以上の医療法人への公認会計士監査が導入された。

本会では、社会福祉法人や医療法人の監査導入に当たって、会員向けの研修会や各地域で所轄庁や関係団体と連携した説明会を実施した。また、社会福祉法人監査については、監査対象法人の拡大に向け、厚生労働省の社会福祉推進事業として、「平成29年度社会福祉法人に設置される会計監査人の導入効果等に関する調査研究事業」が行われ、本会からも審議に参加し、2018年4月に報告書が公表されている。同報告書では、監査人の確保や指導的機能の発揮などが今後の課題とされており、本会としては、これらを念頭に、監査の円滑な実施に向けた対応を行うこととしている。

また、医療法人監査については、2017年12月26日付けで「医療法人への公認会計士監査の導入に当たって」を発出し、公認会計士に対する社会からの要請に応えられるよう、自己研鑽に努め、監査対象法人の特性に合わせた効果的・効率的な監査を行うことなどを要請した。

さらに、2017年7月19日開催の定期総会において法定監査関係書類等提出規則を変更し、社会福祉法に基づく監査に係る監査実施報告書の提出を新たに求めることとした。このほか、非営利法人委員会において会員の業務に資するよう、実務指針や研究報告等の取りまとめや改正を行った。

2 - 2 . 税務、中小企業支援などの業務に従事する会員や組織内会計士、社外役員等としての知見を発揮する会員の支援及び資質の維持・向上に

係る施策

(1) 税務、中小企業支援

本会は、公認会計士が税務分野で社会に貢献していくとともに、税の専門家として社会的なプレゼンスを高めるためのより積極的な取組を行っていくために、中長期的な税務業務支援施策の検討に着手し、税務に携わる公認会計士にアンケートを行い、基本情報、税務業務の実態、本会の税務業務支援の利用状況、税務業務支援施策に関する本会への要望など、本会における租税施策に関係する情報を収集し、アンケート結果を公表した。

また、中小企業経営者の高齢化が進む中で、事業承継が深刻な問題となっており、事業承継の際に公認会計士がより一層貢献できるよう、中小企業経営者向けリーフレット「事業承継は公認会計士にご相談ください」(2017年10月公表)を作成した。また、経営研究調査会や中小企業施策調査会において、事業承継に関する研究報告を取りまとめ公表した。

(2) 組織内会計士、社外役員等の支援及び資質の維持・向上

経済活動の高度化、複雑化、国際化が進むに従い、公認会計士が活躍する場も企業や官公庁等に広がっている。本会としても、今後も企業等で活躍する公認会計士は増加し、支援を行う必要性が高まるものと認識している。

本会では、そのような認識の下、組織内会計士の活動領域の拡充、及び人材の流動化の促進を目的として、組織内会計士ネットワークを設けており、2018年3月末時点では合計2,027名がネットワークに登録している。また、ネットワークの登録者を対象とした研修会やネットワーキング活動を、ネットワークの認知度向上に向けた取組として、全国各地の組織内会計士との意見交換を、それぞれ実施した。さらに、監査法人から組織内会計士へ転身する会員向けのオリエンテーションを実施した。

一方、コーポレート・ガバナンスにおける社外役員の役割が高まる中、社外取締役等に就任する公認会計士も増加していることを踏まえ、社外役員等に向けた諸施策を効果的に実施するため、2017年7月19日

開催の定期総会において会則変更を行い、「社外役員会計士協議会」を設置した。同協議会では、社外役員会計士の組織化を推進することにより、会員等の活動領域の拡充及び人材の流動化に対応するため「公認会計士社外役員ネットワーク」を発足させ、2017年10月3日に公認会計士社外役員ネットワークキックオフセミナーを開催した。2018年3月末時点では、合計893名がネットワークに登録している。

3. 女性公認会計士や国際的に活躍する公認会計士をはじめとする多様な人材の育成による公認会計士の魅力向上とその発信に係る施策

公認会計士試験の願書提出者・合格者については、2017年度試験において、昨年度比で願書提出者776名増、合格者123名増と、昨年度に引き続き増加しているが、監査現場における人材の不足や企業等における公認会計士の活躍の場の拡大を鑑みると、さらに優秀な人材を確保することが必要であるとの認識の下、引き続き公認会計士の魅力向上に向けた取組を進めた。

若年層向けの認知度向上の施策として、公認会計士制度説明会を、本部及び地域会で高校生対象に35回、大学生対象に75回の計110回開催し、公認会計士の魅力を高校生・大学生に直接訴えかけた。

また、公認会計士の魅力向上に関する施策として、2017年12月6日に女子大学生向けイベント「f(フォルテ)～つよく、やさしく、私らしく～女性公認会計士の選択」、2018年2月17日に女子高校生向けイベント「JK×JK 未来トーク」を実施した。

さらに、女性会計士活躍促進協議会において、女性公認会計士のネットワーキングイベント、復職支援イベントを全国各地において実施した。こうしたイベントの開催に当たっては、育児室を設ける等、より多くの会員が参加しやすくなるための取組を進めている。

このほか、本会では、国際組織において将来日本の代表として活躍できるような、国際的な知見と経験を備えた人材の育成に継続的に取り組むとともに、公認会計士は国際的に活躍できる資格であることを発信している。

4. 公認会計士の活動領域の拡大に対応した会員支援を全国的に実施していくための協会組織の充実及び財政的基盤の確立に係る施策

(1) 協会組織の充実

多様化する会員の業務に対する支援や公認会計士を取り巻く環境変化への対応を着実にを行うために、前事業年度に引き続き、本部及び地域会において、事務局の要員態勢の充実に努めるとともに、本会全体を対象に全国事務局連絡会議、地域会事務局職員研修会及び管理職職員研修会を開催するなど、事務局間の共通の理解の向上にも取り組んだ。

さらに、リソースの効率的な活用を図るとともに、公認会計士制度並びに監査・会計・税務をはじめとする公認会計士業務に関する調査・研究体制を強化するため、研究に従事する専門スタッフを1つのグループに集約し、2017年7月1日付けで「JICPAリサーチラボ」を発足させた。

また、本会が会員に係る情報を適切に管理するとともに、会員支援に的確に活用することができるよう、基幹システムを更改・構築中である。

(2) 財政的基盤の確立

「協会財政の在り方検討プロジェクトチーム」において、中長期にわたる協会財政を見通した上で、持続可能な協会財政の在り方について検討し、2018年2月23日付けで公開草案「持続可能な協会財政の在り方に関する提言」を公表した。同草案においては、会費の見直し、CPE受講料の無料化、弔慰金制度の見直し、地域会交付金制度の見直しについて制度変更案が示されており、今後、草案に対して寄せられた意見を踏まえて、さらに検討を進めていく予定である。

(3) 各種手続の電子化の推進

書面による総会議決権の委任状による行使及び役員選挙における投票について、権利行使の機会拡充及びペーパーレスに伴うコスト削減を可能とする電子的方法を導入するため、また、役員選挙における選挙運動について、電子メールを含むインターネットの利用等によるコスト削減及び選挙の公正の確保のため、本定期総会において会則及

び役員選出規則の一部変更案を本定期総会に上程している（第2号、第3号議案）。

5. 当協会の意見や組織・活動への理解を国内外に浸透させるための情報の発信力向上に係る施策

本会の施策や活動状況を適時に社会に対し発信し理解を得るため、本事業年度においては、計6回の記者会見を実施し、情報発信に努めた。あわせて、記者会見における本会からの説明や発言の正確な理解に資するよう、記者会見での説明・発言の要旨をウェブサイトで公表することとした。

これに加え、日本経済新聞をはじめとする全国紙への意見広告の掲載、閲覧の利便性向上を目的とした本会のウェブサイトのリニューアル、さらに、本会のアニュアル・レポートの作成・公表等を行った。

また、企業報告モデルを構築する上での統合報告の意義を再確認するとともに、その発展の方向性及びそのためのアプローチについて考え方を表すものとして、「統合報告の将来ビジョンと公認会計士の役割～持続的な価値創造サイクルを支える企業報告モデル構築に向けて～」を2018年2月15日に公表した。

そして、2015年9月に開催された国連の持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発に向けた2030アジェンダ」を踏まえ、我が国においても、政府が「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、経団連が「企業行動憲章」の改訂を行うなど、官民挙げてSDGsを推進する動きがある。このような情勢を踏まえ、SDGsで掲げられている社会的な課題に積極的に取り組むため、セミナー「SDGsと経済発展 - グローバルなビジネス環境への対応 - 」を開催した。なお、社会的な課題への取組として、LGBTを含む多様性を高めるための施策についても実施している。

このほか、本会は、会計専門家である公認会計士の団体として、社会のインフラである会計の普及に貢献していく必要があるとの認識の下、会計基礎教育推進の取組を実施しており、会計基礎教育の普及の方策、中期的な活動内容等について取りまとめた「会計基礎教育に関する基本方針」を2017年7月11日に決定した。また、有識者の協力を得て、会計

基礎教育に関する国内外の現状等について委託調査を行った。

< ガバナンスの状況 >

本事業年度末日現在、役員構成は、関根会長ほか、副会長7名、専務理事1名、常務理事32名及び理事44名の計85名並びに監事4名である。なお、理事のうち2名には、山浦久司明治大学大学院教授及び大場昭義日本投資顧問業協会会長が、監事のうち1名には、大塚宗春早稲田大学名誉教授が、それぞれ就任し、外部の視点から本会会務の執行・監視を担っている。

その他のガバナンスに関連する機関では、会長選出に係る「推薦委員会」において定数16名のうち2名(岸田雅雄早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授及び吉野貞雄平和不動産(株)顧問)、常勤役員の報酬に係る「報酬委員会」において定数5名のうち2名(清水湛弁護士及び吉野貞雄平和不動産(株)顧問)の有識者の参画を得て、運営の透明性確保を図っている。

また、会務運営の方向性等に関し意見を求め、会務運営の参考とすることを目的として、有識者による会務運営諮問会議を設置している。同会議は、以下の顧問6名で構成されている。

清水 湛 (弁護士 / 株式会社東京証券取引所社外監査役 / 元広島高等裁判所長官)

伏屋 和彦 (一般社団法人日本内部監査協会会長)

隅 修三 (一般社団法人日本IR協議会会長)

島崎 憲明 (元住友商事株式会社特別顧問 / 元国際財務報告基準財団評議員)

永易 克典 (株式会社三菱東京UFJ銀行相談役)

清田 瞭 (株式会社日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループCEO)

肩書・役職は2018年3月31日現在

以 上